

●東京都生活排水対策指導要綱 別表第1

地 域	処理対象人員	構 造	処理能力 (mg/ℓ)			
			BOD	COD	T-N (全窒素)	T-P (全リン)
総量規制に係る指定地域 ^{※1} 町田市のうち、 境川流域を除く地域	50人以下	建設省告示 ^{※2} 第1第三号に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	20	—	20	—
	51人から200人	建設省告示第9号に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	10	15	20	1
	201人以上	建設省告示第11号に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	10 ^{※3}	15	10	1
その他の地域 町田市のうち、 境川流域の地域	50人以下	建設省告示第1第一号、第二号、第三号に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	20	—	—	—
	51人以上	建設省告示第6号に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	20	30	—	—

※1 総量規制に係る指定地域とは、水質汚濁防止法施行令別表第2第一号ハに掲げる区域をいう。

※2 建設省告示とは、昭和55年建設省第1292号をいう。

※3 総量規制に係る指定地域における201人槽以上の浄化槽にあっては、併せて放流水のBOD平均目標 5mg/ℓも基準とする。